

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しておりますので、平成23年第7回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。12番、野崎重太君、及び13番、阿部義正君を指名いたします。

---

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○

日程第3 議案第57号 大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第58号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第59号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて

日程第6 議案第60号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第60号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてまで、4件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議案第57号及び58号については総務課長から、議案第59号及び60号については町長から説

明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） おはようございます。

私の方からは、平成23年大槌町議会第7回臨時会に関する議決事件について、人事案件2件と条例の一部改正議案2件、計4件のうち、人事案件を除く議案2件の提案理由を申し上げます。

まず、議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例については、東日本大震災からの復興をなし遂げるため、副町長の定数を2人ふやし、副町長3人制とし、1人の副町長には復興計画の策定・遂行、もう一人の副町長には人口流出を食いとめるための産業振興などの推進を職務とさせるものであります。

議案第58号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国県からの割愛採用する副町長の処遇を図るため、扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当を支給するものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 私の方からは、59号と60号の副町長の選任に関して同意を求めることについてご説明申し上げます。

国県の協力によりまして、今回提案するものでございます。

59号からご説明申し上げます。議案第59号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについては、議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例の議決を受け、復興計画の策定・遂行を職務とする副町長として選任し、議会の同意を求めるものでございます。

住所は福島県福島市北沢又字八計1番地1、国土交通省北沢又宿舎103号室、氏名は石津健二氏でございます。生年月日は昭和40年7月18日生まれの46歳でございます。

次のページをお願いいたします。経歴でございますが、昭和63年3月に東北学院大学工学部を卒業され、東北地方整備局に採用され、平成19年4月東北整備局郡山国道事務所建設監督官、平成21年4月から東北整備局福島河川国道事務所栗子国道維持出張所長となり、現在に至っております。

次に、議案第60号でございますが、大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについては、議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例の議決を受け、復興計画における人口流出を食いとめるための産業振興等を職務とする副町長とし

て選任し、議会の同意を求めるものであります。

住所は釜石市甲子町第8地割1番9、氏名は高橋浩進氏でございます。生年月日は昭和37年9月20日生まれの49歳でございます。

次のページでございますが、略歴でございますが、岩手大学大学院農学研究科を卒業後、昭和62年4月岩手県に採用されまして、平成21年4月地域振興部地域振興支援室特命課長、平成22年4月から沿岸広域振興局経営企画部特命課長となり、現在に至っております。よろしくお願いいたします。



日程第3 議案第57号 大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは、議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。新旧対照表によりご説明申し上げます。

副町長の定数をこれまでの1人から3人に改正するものであります。

なお、この条例は平成23年10月11日から施行するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第57号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第58号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第58号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは、議案第58号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。新旧対照表によりご説明申し上げます。

第8条に、扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当を追加するものであります。

本附則において、「第8条第1項中、扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給については、国、県から割愛採用する副町長のみ適用する」を追加するものです。

なお、この条例は平成23年10月11日から施行するものであります。よろしく願いいたします。

お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第58号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第59号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第59号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第59号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(阿部六平君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番三浦 諭君及び2番芳賀 潤君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) 異議なしと認めます。よって、立会人に1番三浦 諭君及び2番芳賀 潤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(阿部六平君) 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり)配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異常なしと認めます。

職員の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。

(点 呼)

(各員投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。立会人の1番三浦 諭君及び2番芳賀 潤君、立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(赤崎仁一君) 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

そのうち、賛成が12票

反対ゼロです。以上です。

○議長（阿部六平君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○

日程第6 議案第60号 大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第60号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際討論を終結し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第60号大槌町副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番東梅守君及び5番阿部俊作君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） 異議なしと認めます。よって、立会人に3番東梅守君及び5番阿部俊作君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（阿部六平君） 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異常なしと認めます。

職員の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。

(点 呼)

(各員投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いします。立会人の3番東梅 守君及び5番阿部俊作君、立会をお願いします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(赤崎仁一君) 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票中、賛 成が12票

反 対がゼロです。以上です。

○議長(阿部六平君) 以上とおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(阿部六平君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午前10時26分